

区域外就学の審査に係る処理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)における学校教育
施行令(昭和28年政令第340号)第9条に基づく区域外就学の審査について、
必要な許可基準および事務処理手続きを定める。

(申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に区域外就学の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請を行おうとする保護者(以下「申請者」という。)は、区域外就学願書
に住民票または外国人登録済証明書等及び別表1に定める許可基準に応じて必要
書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表1に定める許可基準により審
査を行い、区域外就学の申請を許可することができる。

(協議等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により区域外就学を許可する場合には、関係教育委員
会と協議する。また、関係学校長およびその関係者に意見照会または事実関係の照
会を行うことができる。

(許可の例外)

第5条 教育委員会は、別表2に定める理由に該当する場合は、第3条の規定に係わらず、
不許可とする。

- 2 前項の規定に該当する場合において、特段の配慮を要すると教育委員会が認めた
場合には、関係学校長と十分協議のうえ許可することができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、第3条および第5条の規定による審査の結果について、区域外就
学許可通知書により、申請者と学校長に通知する。

(許可の取消し)

第7条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、区域外就学の許可を取消
することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により区域外就学の許可を受けたとき。
- (2) 区域外就学の許可に付した条件に違反したとき。